平成22年4月1日規程第99号

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅医療推進会議規程

(目的)

第1条 この規程は、国立長寿医療研究センター総長が招集し、わが国における看取り医療と介護を地域の実情に合わせて一体的に提供する行う在宅医療を推進するための方策について関係者の意見を聴くこと、並びに会議の意見を基に在宅医療推進方策について国立長寿医療研究センター及び関係機関・関係者が実施し、必要に応じてわが国の制度に反映させる等のために政策提言を行<u>いう、及び実施する</u>ことを目的として、在宅医療推進会議(以下「会議」という。)を設置し、会議の組織及び運営等に必要な事項を定めるものである。

(会議の構成等)

- 第2条 委員は、理事長が関係者より指名する。
- 2 会議の長は、理事長が指名する。
- 3 会長不在等の時は、理事長が指名する者がその職務を代行する。
- 4 会長は、会議の事務を統括し、会議の意見を取りまとめ、理事長へ報告を行う。
- 5 理事長は、必要に応じて会議の意見を基に厚生労働省等に政策提言を行う。

(会議の開催)

- 第3条 会議は、必要の都度会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(会議の内部組織)

- 第4条 会議には、理事長の決定により次の4部会を置くことができる。
 - 在宅医療のグランドデザイン作成に関する部会
 - 二 在宅医療の実践例に関する情報を収集・整理し、国民・医療関係者に示す部会
 - 三 在宅療養所支援診療所・訪問看護ステーション等の能力強化方策に関する部会
 - 四 新たな在宅医等の人材養成に関する部会
- 2 各部会の長は、理事長が指名する。
- 3 各部会長は、部会の事務を統括し、部会の会議の意見を取りまとめ、必要に応じて会議 への報告を行う。
- 4 各部会にまたがる案件については必要に応じて部会間で調整することとする。
- 5 各部会は、次に関することをつかさどる。
 - 一 会議に必要な個別的詳細な事項に係る調査、検討、企画及び立案に関すること
 - 二 その他、会議に必要な在宅医療等に関すること

- 6 各部会の構成員は、理事長が指名する。
- 7 各部会は、必要の都度部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条会議の庶務は、企画経営部在宅医療推進課において処理する。

(雑則)

第6条この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年 月 日から施行する。